

事業者の皆様へ

事業系廃棄物を適正に 処理しましょう



も く じ

事業系廃棄物とは	1
ごみの出し方	2
ごみは正しく分別	3・4
3Rでごみ減量	5
産業廃棄物とは	6
廃棄物の処理責任	7

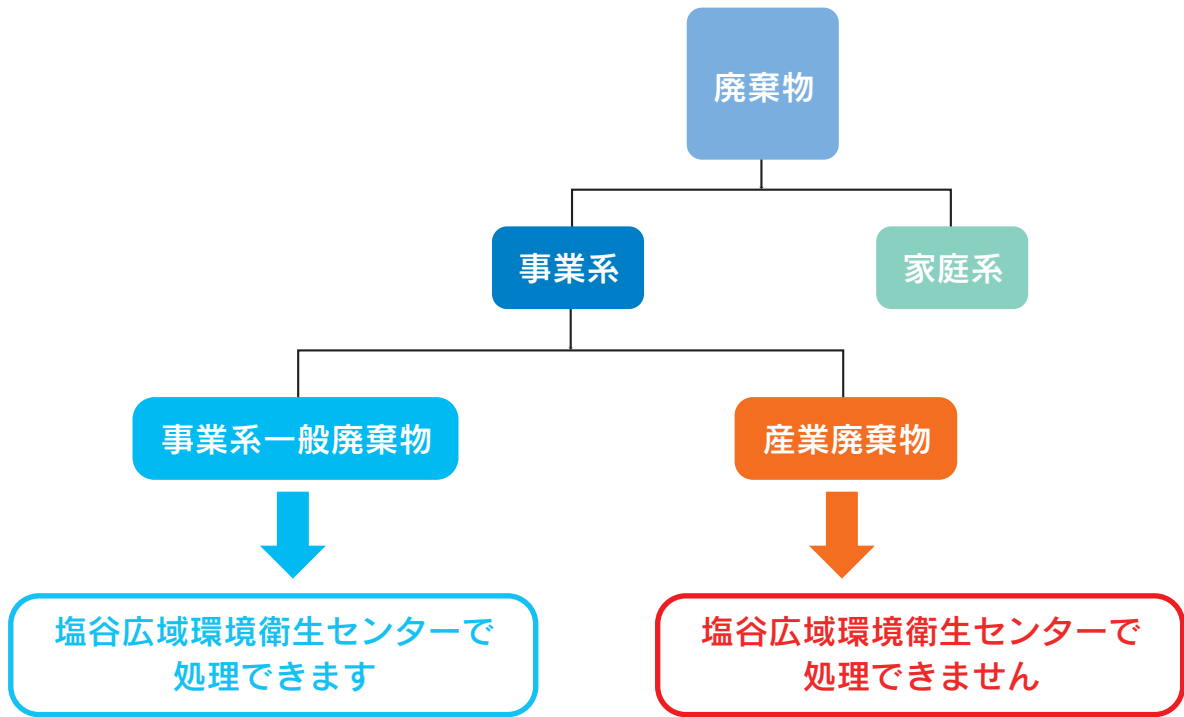
矢板市 さくら市 塩谷町 高根沢町 塩谷広域行政組合

平成28年8月発行

事業系廃棄物とは

法人・個人、営利・非営利、量の多少に関わらず、会社・工場・商店・飲食店・官公署・学校・病院など事業活動に伴って生じる廃棄物はすべて**事業系廃棄物**です。

廃棄物の区分



P2 事業系一般廃棄物の処理方法 参照

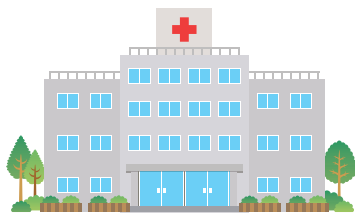
P2 産業廃棄物の処理方法 参照

事業者とは？

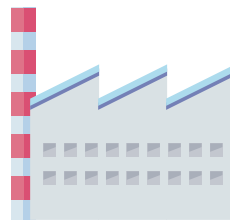
事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけでなく、**病院、社会福祉施設、官公庁、学校**などの公共公益事業などを営む者も含まれます。



事務所



病院




工場



商店

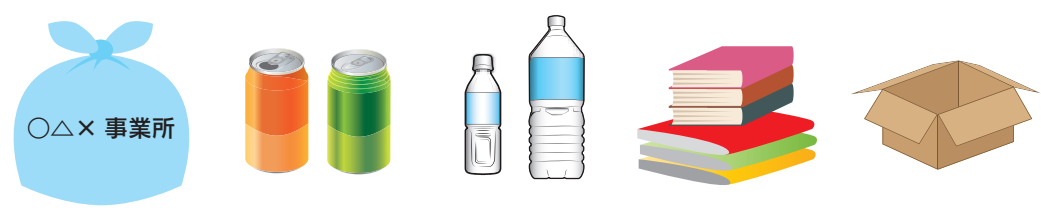
ごみの出し方

事業系一般廃棄物の処理方法

許可業者に 依頼する	許可業者については、7ページのお問合せ先にご連絡ください。
自己搬入 する	可燃ごみについては、ごみの分別推進と不正搬入を防止するため、 透明又は半透明の袋 に入れて、 袋に事業所名を記入 してください。 

搬入できる廃棄物

燃やせるごみ、燃やせないごみ、ビン、缶、ペットボトル、新聞、雑紙、ダンボール（分別は、各市町の収集カレンダーに準じます。）



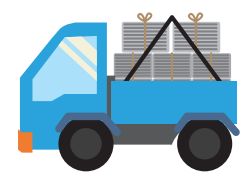
搬入できない廃棄物

産業廃棄物全般、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、消火器、土砂類、塗料類、薬品類、建設廃材、医療廃棄物、農業用機械類・資材など



搬入時の注意

塩谷広域環境衛生センターに直接搬入される場合（覆いのない車両等）は、走行中に廃棄物が飛散、落下しないようにシート等をかけてください。



処理手数料

種類	取扱区分	処理手数料	備考
可燃及び不燃ごみ	事業活動に伴って排出されるもの	1kgにつき 15円	粗大ごみ以外のもの
可燃性及び不燃性の粗大ごみ	事業活動に伴って排出されるもの	1kgにつき 25円	

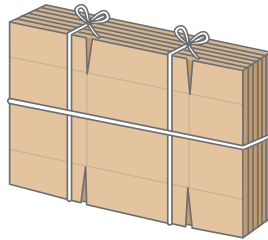
産業廃棄物の処理方法

- ・お近くの産業廃棄物を処理できる業者にお問い合わせいただくか、栃木県産業廃棄物協会（TEL028-632-5575）にお問い合わせください。

ごみは正しく分別

資源物

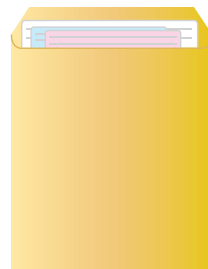
新聞・ダンボール・雑誌⇒紐などで縛って



雑紙、包装紙・封筒・メモ用紙など

⇒ひとまとめにできる大きさのものは縛って、小さなものは紙袋や封筒に入れて

⇒シュレッダーごみについては、中身の見える袋（透明又は半透明）に入れて、袋に事業所名を記入してください。

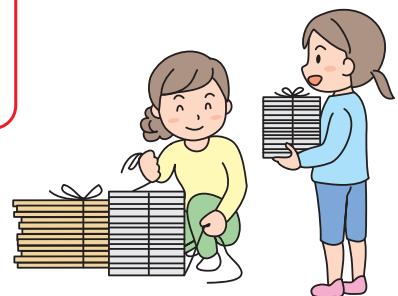


注意点

- (1) 紙以外の部分（窓付き封筒やティッシュボックスなどのビニール部分）は外してください。
- (2) 下記の紙は、再生が難しいので可燃ごみとして出してください。
 - ① 表面などが特殊加工されているもの（感熱紙、写真など）
 - ② 臭いが付着しているもの（線香、洗剤、化粧品の箱など）
 - ③ ひどく汚れたもの
- (3) 箱などの断面が「波状」になっているものは、ダンボール扱いになります。



もえるごみの40%は紙類です。
分別すれば資源となりますので、ご協力をお願いします。



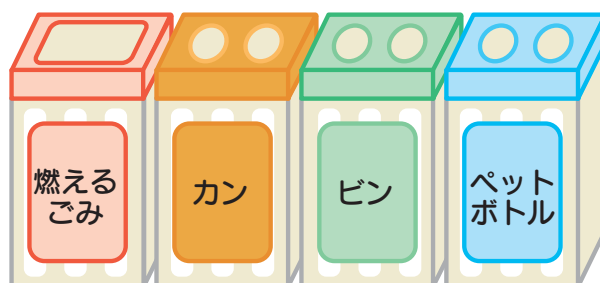
事業に従事する一人ひとりがごみを減らそうとする意識を持ち、行動に移すことからごみの減量は始まります。

効果的にごみを減らすには、ごみと資源を分別することが一番です。そのために、分別できるごみの保管場所を設置することが重要です。

分別のワンポイント

ごみ箱の種類を増やすと、不思議と分別する習慣がついてきますので実践してみましょう。

また、分別はできているのに排出時に混ぜてしまつては分別の意味がなくなります。注意しましょう。



ご注意ください！

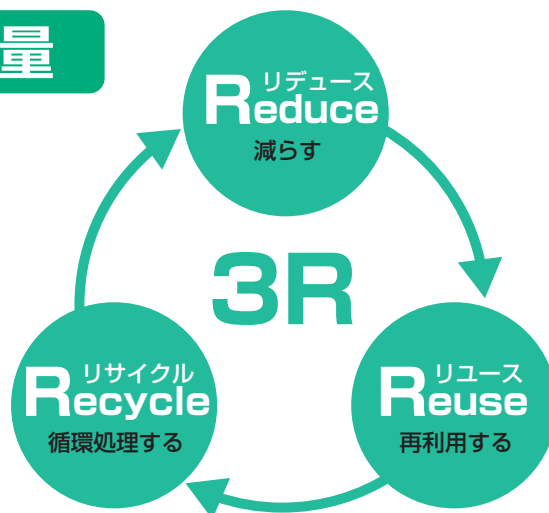
適切に分別がされていないごみが塩谷広域環境衛生センターへ搬入されると、可燃ごみ処理施設の故障の原因となります。故障の状況によっては、施設を停止しての修理が必要となりますので、適切な分別にご協力をお願いいたします。



可燃ごみ処理施設の灰押機内で詰まってしまった金属類の内容

- ・ハリガネ
- ・バンセン
- ・缶
- ・ワイヤー
- ・金属ハンガー等

3Rでごみ減量



リデュース（発生抑制）

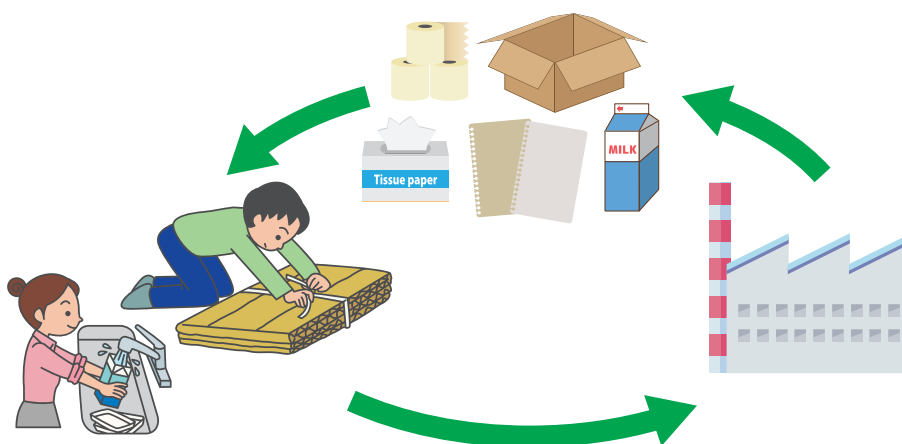
- 簡易包装、再生品、環境にやさしい商品の販売を推進しましょう。
- OA用紙の使用を抑制し、事務の見直し等によりペーパーレス化を進めましょう。
- 飲食店や従業員食堂ではメニューや仕入れ量を工夫し、食べ残しを減らすとともに、割り箸など使い捨て品の利用を減らしましょう。

リユース（再使用）

- 消費者へは再生製品や詰替え製品を積極的に販売しましょう。
- 事務机やロッカーなどの再利用を促進するとともに、社内リサイクルについても積極的に取り組みましょう。
- 食材や物品の仕入れを繰り返し使える箱（通い箱）にしましょう。

リサイクル（再生利用）

- 販売した梱包容器の回収、買い替え時の不用品の引き取りを積極的に行いましょう。
- ダンボール、新聞、雑紙等のリサイクルを積極的に行いましょう。



従業員に訓示、教育、研修などを実施するとともに、分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの減量と分別排出の徹底を図りましょう。

産業廃棄物とは

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条第4項・施行令第2条)

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ポタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、パーク類等貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から搬出される牛、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から搬出される牛、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリートの固型化物）		

廃棄物の処理責任

事業所から排出される廃棄物については、事業所の皆様の責任で処理することが法律で義務付けられています。正しく廃棄物を処理しましょう。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日)

(法律第百三十七号)

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

不法投棄に関する罰則の例

内容	罰則	根拠法令
法人の業務に関して不法投棄をした場合	法人に対して3億円以下の罰金（未遂の場合も含む）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条第1項



お問合せ先

矢板市	くらし安全環境課	☎ 0287-43-6755
さくら市	環境課	☎ 028-681-1126
塩谷町	住民課	☎ 0287-45-1118
高根沢町	環境課	☎ 028-675-8109
塩谷広域環境衛生センター	管理課	☎ 028-682-5619